

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する
政令案 新旧対照条文

一	公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第九十四号）（抄）（第一条関係）	1
二	道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（抄）（第二条関係）	3
三	国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（抄）（第三条関係）	7
四	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第四条関係）	8
五	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）（第五条関係）	10
六	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第四条関係）	11
七	登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（抄）（附則第五条関係）	14

改正案	現行
<p>第一条 埋立出願人ハ出願名義ノ変更ヲ為スコトヲ得其ノ変更ハ届書ニ新出願人ノ氏名又ハ名称其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル新出願人ニ関スル事項ヲ記載シ新旧出願人ヨリ連名ニテ都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」ト謂フ）ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下第八条及第三十五条ヲ除キ同ジ）ニ之ヲ届出ツルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス</p> <p>②⑤（略）</p> <p>第十八条 免許料ハ其ノ免許ヲ為シタル都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ統括スル都道府県又ハ指定都市ノ収入トス但シ港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十八条第二項ノ規定ニ依リ港湾管理者カ公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ当該港湾管理者ノ収入トシ都道府県知事又ハ指定都市ノ長及港湾管理者カ公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ当該都道府県又ハ指定都市及港湾管理者ノ収入トス</p> <p>第三十五条 埋立ニ関スル工事ノ施行区域カ一都道府県ノ区域又ハ一指定都市ノ区域ヲ超ユル場合ニ於テハ埋立ニ関スル法令中都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ職權ニ属スル事項ハ関係スル都道府県知事又ハ指定都市ノ長共同シテ之ヲ行フ但シ利害ノ関係スル所一都道府県ノ区域（当該区域内ニ指定都市ノ区域アルトキハ当該指定都市ノ区域以外ノ区域ニ限ル）又ハ一指定都市ノ区域ニ止ルトキハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第三十六条 第一条第一項（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二</p>	<p>第一条 埋立出願人ハ出願名義ノ変更ヲ為スコトヲ得其ノ変更ハ届書ニ新出願人ノ氏名又ハ名称其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル新出願人ニ関スル事項ヲ記載シ新旧出願人ヨリ連名ニテ都道府県知事ニ之ヲ届出ツルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス</p> <p>②⑤（略）</p> <p>第十八条 免許料ハ其ノ免許ヲ為シタル都道府県知事ノ統轄スル都道府県ノ収入トス但シ港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十八条第二項ノ規定ニ依リ港湾管理者カ公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ当該港湾管理者ノ収入トシ都道府県知事及港湾管理者カ公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ当該都道府県及港湾管理者ノ収入トス</p> <p>第三十五条 埋立ニ関スル工事ノ施行区域カ数都道府県ニ互ル場合ニ於テハ埋立ニ関スル法令中都道府県知事ノ職權ニ属スル事項ハ関係都道府県知事共同シテ之ヲ行フ但シ利害ノ関係スル所一都道府県ノ区域ニ止ルトキハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第三十六条 第一条第一項（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二</p>

項（第一条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二条（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第六条（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並第二十七条第二項（第三十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ都道府県又ハ指定都市ガ処理スルコトトサレタル事務ハ地方自治法第二条第九項第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス

項（第一条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二条（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第六条（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並第二十七条第二項（第三十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサレテイル事務ハ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス

改正案	現行
<p>（自動車道事業に関し都道府県の処理する事務等）</p> <p>第三条 法第四章（第六十一条、第七十条第三号（使用料金の変更に係る部分に限る。）及び第七十五条を除く。）に規定する自動車道事業に関する国土交通大臣の権限に属する事務（国において経営する自動車道事業に係るものを除く。）であつて、次に掲げるものは、一、都道府県の区域内において路線を定めて設けられる一般自動車道に関するもの限り、都道府県知事が行うこととする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第五十四条に規定する工事方法の変更及び法第六十七条に規定する構造又は設備の変更であつて次に掲げるもの（事業計画の変更に伴うものを除く。）の認可</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 直線部の横断勾配の変更</p> <p>ハ 盛土及び切土の斜面の勾配の変更</p> <p>ニ・ト（略）</p> <p>四・七（略）</p> <p>八 法第七十条の規定による命令（国土交通大臣の認可を要する事項に関するものを除く。第三項において同じ。）</p> <p>九（略）</p> <p>2 法第四章に規定する自動車道事業に関する国土交通大臣の権限（国において経営する自動車道事業に係るもの及び前項の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされるものを除く。）であつて、同項各号（第八号を除く。）に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>3 法第七十条の規定による命令（第一項の規定により都道府県知事が</p>	<p>（自動車道事業に関する権限の委任）</p> <p>第三条 法第四章に規定する自動車道事業に関する国土交通大臣の権限（国において経営する自動車道事業に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第五十四条に規定する工事方法の変更及び法第六十七条に規定する構造又は設備の変更であつて次に掲げるもの（事業計画の変更に伴うものを除く。）の認可</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 直線部の横断こうばいの変更</p> <p>ハ 盛土及び切土の斜面のこうばいの変更</p> <p>ニ・ト（略）</p> <p>四・七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第七十条の規定による命令は、国土交通大臣の認可を要する事項</p>

行うこととされるものを除く。)は、地方運輸局長も行うことができる。

(自家用自動車の使用に関し都道府県等の処理する事務等)

第四条 法第五章(第七十八条、第八十条及び第八十一条を除く。)に規定する国土交通大臣の権限に属する事務であつて、主として指定都道府県(自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する都道府県をいう。以下この項において同じ。)又は指定市町村(自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する市町村(特別区を含む。)をいう。以下この項において同じ。)の区域(指定都道府県の区域にあつては、当該区域内に指定市町村の区域がある場合においては、当該指定市町村の区域以外の区域に限るものとする。)内において行われる自家用有償旅客運送に係るものは、当該指定都道府県又は指定市町村(以下「指定都道府県等」という。)の長が行うこととする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定都道府県等の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定都道府県等の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する国土交通大臣が行つた登録等の処分その他の行為又は現に国土交通大臣に対して行つている登録等の申請で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県等の長が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県等の長の行つた登録等の処分その他の行為又は当該指定都道府県等の長に対して行つた登録等の申請とみなす。

4 国土交通大臣は、指定都道府県等について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについ

に関するものを除いて、地方運輸局長も行うことができる。

(自家用自動車の使用に関する権限の委任)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

て準用する。この場合において、第三項中「国土交通大臣」とあるのは「指定都道府県等の長」と、「当該指定都道府県等の長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

6 | 法第五章に規定する国土交通大臣の権限（法第八十一条第二項において準用する法第四十一条第三項及び第四項に規定するもの並びに第一項の規定により当該権限に属する事務を指定都道府県等の長が行うこととされるものを除く。）は、地方運輸局長に委任する。

7 | (略)

(報告、検査及び調査に関し都道府県等の処理する事務等)

第六条 法第九十四条（第二項、第三項及び第五項を除く。次項において同じ。）に規定する国土交通大臣の権限に属する事務（第三条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものに限る。）は、都道府県知事が行うこととする。

2 | 法第九十四条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務（第四条第一項の規定により指定都道府県等の長が行うこととされる事務に係るものに限る。）は、当該指定都道府県等の長が行うこととする。

3 | 法第九十四条（第三項及び第五項（指定試験機関に係る部分に限る。）を除く。）に規定する国土交通大臣の権限（第一項の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされるもの及び前項の規定により当該権限に属する事務を指定都道府県等の長が行うこととされるものを除く。）は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。

(事務の区分等)

第七条 第三条第一項及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。）

2 | 第三条第一項及び前条第一項の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に

第四条 法第五章に規定する国土交通大臣の権限（法第八十一条第二項において準用する法第四十一条第三項及び第四項に規定するものを除く。）は、地方運輸局長に委任する。

2 | (略)

(報告、検査及び調査に関する権限の委任)

第六条 法第九十四条（第三項及び第五項（指定試験機関に係る部分に限る。）を除く。）に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 第四条第一項及び前条第二項の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、指定都道府県等の長に関する規定として指定都道府県等の長に適用があるものとする。

(新設)

改正案	現行
<p>（大都市の特例）</p> <p>第二十四条 第四條、第十三條、第十五條、第十七條の二及び前條の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第四條、第十三條、第十五條、第十七條の二及び前條の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。</p>	<p>（大都市の特例）</p> <p>第二十四条 第十七條の二及び前條の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第十七條の二及び前條の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。</p>

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第五十九条―第六十二条） 附則 （大都市等の特例）</p> <p>第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第六十一条において「指定都市」という。）において、法第三百八条の規定により指定都市の長が行う事務は、法の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第六十条第三項（法第七十四条第二項（法第二百五十条第七項において準用する場合を含む。）及び第二百五十条第六項において準用する場合を含む。）の認可を除く。）のうち、法第五章第三節の規定による事務及び個人施行者、事業組合又は事業会社が施行する防災街区整備事業に係る事務とする。</p> <p>第六十条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第三百八条の規定により中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。</p>	<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第五十九条・第六十条） 附則 （新設） （大都市等の特例）</p> <p>第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第三百八条の規定により指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。</p>

第六十一条 第二十六条第三項（第三十条において準用する場合を含む）以下この条において同じ。）の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、同項の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第六十二条 (略)

(新設)

第六十条 (略)

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第七条 法に規定する国土交通大臣の権限（法第十三条第四項に規定するものを除く。）に属する事務は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る国土交通大臣に關する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p>	<p>（地方運輸局長等への権限の委任）</p> <p>第七条 法に規定する国土交通大臣の権限（法第十三条第四項に規定するものを除く。）は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。</p> <p>2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。</p>

改正案	現行
<p>第七条 都道府県知事、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の市長又は港湾管理者の長（都道府県知事及び指定都市の市長を除く。）は、公有水面の埋立て（干拓を含む。以下同じ。）の竣功の認可をし、又は竣功の通知を受理した場合において、当該公有水面の埋立てにより造成されるべき土地の所属すべき市町村を定めるため同法第九条の三に規定する公有水面のみに係る市町村の境界変更又は公有水面のみに係る市町村の境界の裁定についてその手続中である旨の通報を総務大臣又は都道府県知事から受けているときは、当該認可をし、又は通知を受理した旨を直ちに総務大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>第九十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>第七条 都道府県知事又は港湾管理者の長（都道府県知事を除く。）は、公有水面の埋立て（干拓を含む。以下同じ。）の竣功の認可をし、又は竣功の通知を受理した場合において、当該公有水面の埋立てにより造成されるべき土地の所属すべき市町村を定めるため地方自治法第九条の三に規定する公有水面のみに係る市町村の境界変更又は公有水面のみに係る市町村の境界の裁定についてその手続中である旨の通報を総務大臣又は都道府県知事から受けているときは、当該認可をし、又は通知を受理した旨を直ちに総務大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>第九十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、これらの規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。</p> <p>4・5（略）</p>

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	（略）	公有水面埋立法 施行令（大正十一年勅令第百九十四号）	（略）	（略）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）
事務	（略）	第一条第一項（第三十条において準用する場合を含む。）及び第二項（第一条第四項において準用する場合を含む。）、第二条（第三十条において準用する場合を含む。）、第六条（第三十条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務	（略）	（略）	道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）
					第三条第一項及び第六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	（略）	公有水面埋立法 施行令（大正十一年勅令第百九十四号）	（略）	（略）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）
事務	（略）	第一条第一項（第三十条において準用する場合を含む。）及び第二項（第一条第四項において準用する場合を含む。）、第二条（第三十条において準用する場合を含む。）、第六条（第三十条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	（略）	（略）	

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十九条の二 法別表第一百二十五号の三(一)に規定する政令で定めるものは、道路運送法第七十九条（登録）の登録で、道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項（自家用自動車の使用に關し都道府県等の処理する事務等）の規定により同項に規定する指定都道府県等の長が行うこととされる事務に係るもの以外のもとする。</p> <p>2 法別表第一百二十五号の三(二)に規定する政令で定めるものは、道路運送法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録（財務省令で定めるものに限る。）で、道路運送法施行令第四条第一項の規定により同項に規定する指定都道府県等の長が行うこととされる事務に係るもの以外のもとする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>